

「山口県高病原性鳥インフルエンザ防疫計画」 新旧対照表

(新)	(旧)								
山口県高病原性鳥インフルエンザ防疫計画の概要 策 定：平成 27 年 3 月 改 正：平成 27 年 10 月 改 正：平成 29 年 5 月 改 正：平成 30 年 10 月 改 正：令和 2 年 11 月 改 正：令和 5 年 11 月 <u>改 正：令和 7 年 11 月</u> 1 家きんにおける対応 (1) ～ (3) 省略 (4) 遺伝子<u>検出</u>検査の結果が陽性（疑似患畜の決定）時の対応 ○ 山口県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部（以下「県本部」という。）の設置（本部長：知事） 県本部会議の開催（農林水産政策課）・防疫活動の開始（畜産振興課） ○ 農林水産政策課は、速やかに県本部会議を開催 ○ 畜産振興課は、直ちに家畜伝染病予防法に基づく防疫活動を開始 <u>◇</u> 家畜伝染病予防法に基づく防疫活動 <table><tr><th>発生農場</th><th>周辺農場</th></tr><tr><td>・発生農場に通じる道路の通行遮断 ・鶏舎の消毒、糞等の汚染物品の処理 ・疑似患畜の殺処分及び焼埋却処理</td><td>・移動制限区域の決定（半径 3 km 以内） ・搬出制限区域の決定（半径 3 ～10km 以内） ・農場の<u>臨床</u>検査（<u>死亡率の上昇等の異状を認めた場合には簡易検査</u>） ・消毒ポイントの設置</td></tr></table> 2 野鳥における対応	発生農場	周辺農場	・発生農場に通じる道路の通行遮断 ・鶏舎の消毒、糞等の汚染物品の処理 ・疑似患畜の殺処分及び焼埋却処理	・移動制限区域の決定（半径 3 km 以内） ・搬出制限区域の決定（半径 3 ～10km 以内） ・農場の <u>臨床</u> 検査（ <u>死亡率の上昇等の異状を認めた場合には簡易検査</u> ） ・消毒ポイントの設置	山口県高病原性鳥インフルエンザ防疫計画の概要 策 定：平成 27 年 3 月 改 正：平成 27 年 10 月 改 正：平成 29 年 5 月 改 正：平成 30 年 10 月 改 正：令和 2 年 11 月 改 正：令和 5 年 11 月 1 家きんにおける対応 (1) ～ (3) 省略 (4) 遺伝子検査の結果が陽性（疑似患畜の決定）時の対応 ○ 山口県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部（以下「県本部」という。）の設置（本部長：知事） 県本部会議の開催（農林水産政策課）・防疫活動の開始（畜産振興課） ○ 農林水産政策課は、速やかに県本部会議を開催 ○ 畜産振興課は、直ちに家畜伝染病予防法に基づく防疫活動を開始 <u>（家畜伝染病予防法に基づく防疫活動）</u> <table><tr><th>発生農場</th><th>周辺農場</th></tr><tr><td>・発生農場に通じる道路の通行遮断 ・鶏舎の消毒、糞等の汚染物品の処理 ・疑似患畜の殺処分及び焼埋却処理</td><td>・移動制限区域の決定（半径 3 km 以内） ・搬出制限区域の決定（半径 3 ～10km 以内） ・農場の<u>立入</u>検査（<u>抗原、抗体検査</u>） ・消毒ポイントの設置</td></tr></table> 2 野鳥における対応	発生農場	周辺農場	・発生農場に通じる道路の通行遮断 ・鶏舎の消毒、糞等の汚染物品の処理 ・疑似患畜の殺処分及び焼埋却処理	・移動制限区域の決定（半径 3 km 以内） ・搬出制限区域の決定（半径 3 ～10km 以内） ・農場の <u>立入</u> 検査（ <u>抗原、抗体検査</u> ） ・消毒ポイントの設置
発生農場	周辺農場								
・発生農場に通じる道路の通行遮断 ・鶏舎の消毒、糞等の汚染物品の処理 ・疑似患畜の殺処分及び焼埋却処理	・移動制限区域の決定（半径 3 km 以内） ・搬出制限区域の決定（半径 3 ～10km 以内） ・農場の <u>臨床</u> 検査（ <u>死亡率の上昇等の異状を認めた場合には簡易検査</u> ） ・消毒ポイントの設置								
発生農場	周辺農場								
・発生農場に通じる道路の通行遮断 ・鶏舎の消毒、糞等の汚染物品の処理 ・疑似患畜の殺処分及び焼埋却処理	・移動制限区域の決定（半径 3 km 以内） ・搬出制限区域の決定（半径 3 ～10km 以内） ・農場の <u>立入</u> 検査（ <u>抗原、抗体検査</u> ） ・消毒ポイントの設置								

(1) 本病を疑う死亡野鳥等の対応

- 現地農林水産事務所森林部は、同一場所に死亡野鳥等の発見及び通報があった場合は、野鳥マニュアルの対応レベル、感染リスク及び外傷の有無等に応じて回収し、家畜保健衛生所に搬入
- 家畜保健衛生所は、簡易検査を実施し、結果を畜産振興課、病性鑑定室及び当該森林部に連絡（ただし、早期警戒期間（9月～10月）以外の期間は、簡易検査を省略しても差し支えない）。また、家畜保健衛生所は、簡易検査が陰性であった場合は遺伝子検出検査のために検体を環境省が指定する検査機関に送付。

(2) 簡易検査の結果が陽性時の対応

- 家畜保健衛生所は、病原性検査のため、検体を環境省が指定する検査機関へ送付（ただし、畜産振興課及び自然保護課が必要と認める場合、検体を病性鑑定室に搬送し、遺伝子検出検査を実施）

(3) 簡易検査又は遺伝子検出検査の結果が陽性時の対応

- 家畜防疫対策班である畜産振興課（以下「防疫対策班」という。）は、原則として、連絡会議を開催し、報道機関等へ簡易検査又は遺伝子検出検査が陽性であることを公表
- 防疫対策班は、当該野鳥を確保した地点において、必要に応じて通行制限及び遮断を実施するとともに、その地点から半径3km以内の農場に対する異状の有無の確認及び消毒（以下「緊急防疫措置」という。）を家畜保健衛生所へ指示

(4) 省略

3 動物園等の飼養鳥における対応

(1) 簡易検査の結果が陽性時の対応

- 家畜保健衛生所は、畜産振興課に連絡
- 家畜保健衛生所は、遺伝子検出検査のため、検体を病性鑑定室に搬入

(2) 遺伝子検出検査の結果が陽性時の場合

(1) 本病を疑う死亡野鳥等の対応

- 現地農林水産事務所森林部は、同一場所に死亡野鳥等の発見及び通報があった場合は、野鳥マニュアルの対応レベル、感染リスク及び外傷の有無等に応じて回収し、家畜保健衛生所に搬入
- 家畜保健衛生所は、簡易検査を実施し、結果を畜産振興課、病性鑑定室及び当該森林部に連絡。また、家畜保健衛生所は、簡易検査が陰性であった場合は遺伝子検査のために検体を環境省が指定する検査機関に送付。

(2) 簡易検査の結果が陽性時の対応

- 家畜保健衛生所は、病原性検査のため、検体を環境省が指定する検査機関へ送付（ただし、畜産振興課及び自然保護課が必要と認める場合、検体を病性鑑定室に搬送し、遺伝子検査を実施）

(3) 簡易検査又は遺伝子検査の結果が陽性時の対応

- 家畜防疫対策班である畜産振興課（以下「防疫対策班」という。）は、原則として、連絡会議を開催し、報道機関等へ簡易検査又は遺伝子検査が陽性であることを公表
- 防疫対策班は、当該野鳥を確保した地点において、必要に応じて通行制限及び遮断を実施するとともに、その地点から半径3km以内の農場に対する立入検査及び消毒（以下「緊急防疫措置」という。）を家畜保健衛生所へ指示

(4) 省略

3 動物園等の飼養鳥における対応

(2) 簡易検査の結果が陽性時の対応

- 家畜保健衛生所は、畜産振興課に連絡
- 家畜保健衛生所は、遺伝子検査のため、検体を病性鑑定室に搬入

(2) 遺伝子検査の結果が陽性時の場合

○ 家畜防疫対策班は、連絡会議を開催し、報道機関等へ公表。家畜保健衛生所は緊急防疫措置を実施

(3) 省略

4 省略

○ 家畜防疫対策班は、連絡会議を開催し、報道機関等へ公表。家畜保健衛生所は緊急防疫措置を実施

(3) 省略

4 省略

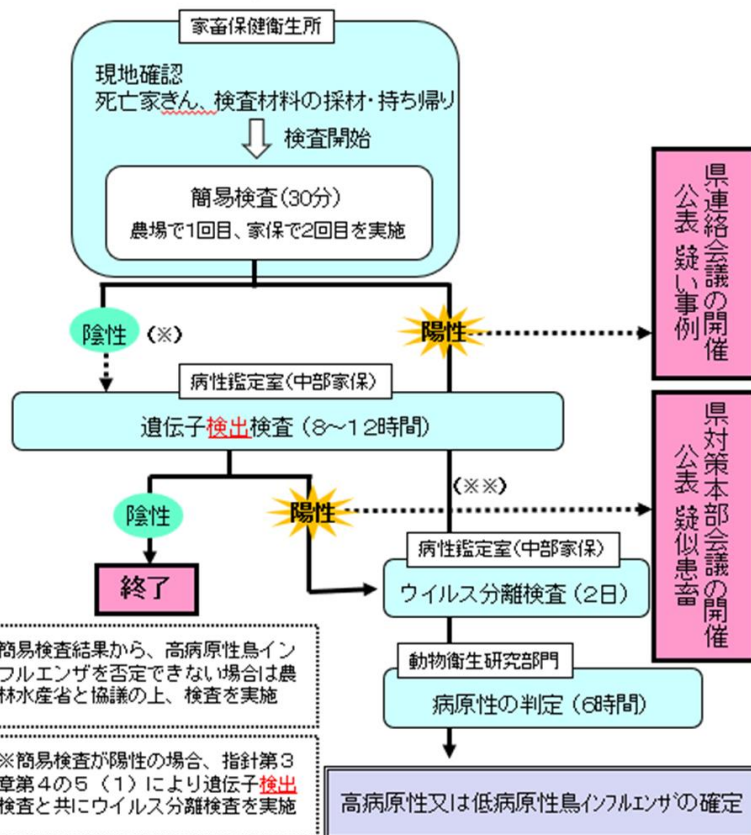
家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの防疫対応

◆法的根拠等◆

- ・家畜伝染病予防法
- ・高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針
- ・山口県高病原性鳥インフルエンザ防疫計画

家きん飼養農場における死亡鶏の増加
(死亡羽数が通常時の2倍以上が目安)

↓ 通報 (農場管理者)



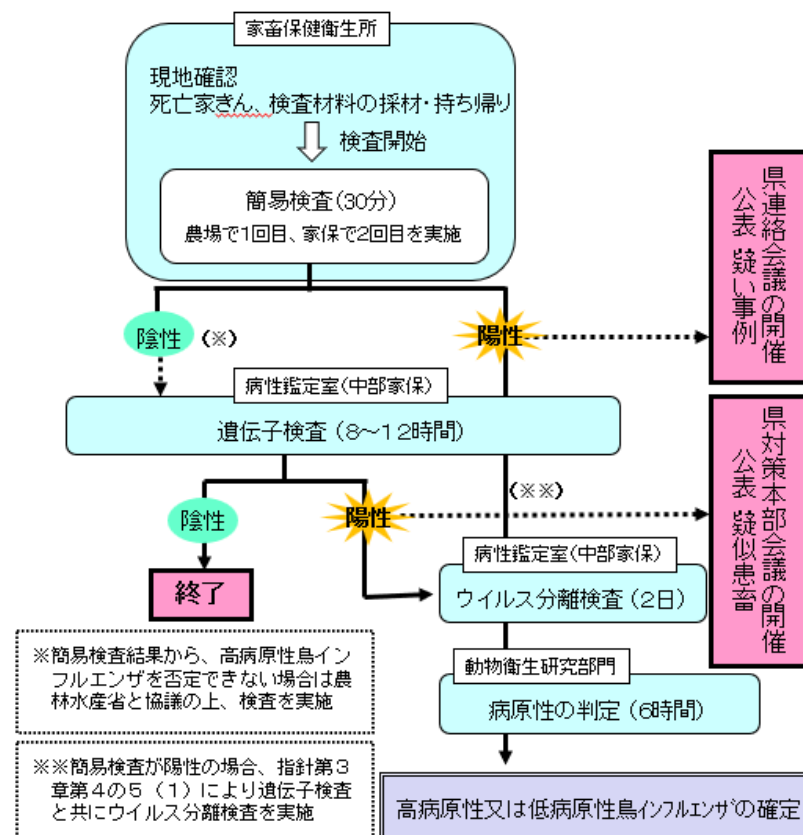
家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの防疫対応

◆法的根拠等◆

- ・家畜伝染病予防法
- ・高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針
- ・山口県高病原性鳥インフルエンザ防疫計画

家きん飼養農場における死亡鶏の増加
(死亡羽数が通常時の2倍以上が目安)

↓ 通報 (農場管理者)



死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザの防疫対応

◆根基◆

- ・家畜伝染病予防法
- ・野鳥マニュアル(環境省自然環境局長通知)
- ・山口県高病原性鳥インフルエンザ防疫計画

死亡野鳥 発見

通報 ↓ (地域住民等)

現地農林水産事務所森林部

検査実施の判断(※1)

死亡野鳥の回収・搬入

期間外

早期警戒期間
検査依頼

期間内

簡易検査省略可

家畜保健衛生所

簡易検査(30分)

陰性

陽性

野鳥監視重点区域の指定

環境省指定の検査機関

病性鑑定室(中部家保)(※2)

遺伝子検出検査(1、2日～)

遺伝子検出検査(8～12時間)

陰性

陽性

野鳥監視重点区域の指定

陰性

陽性

環境省指定の検査機関

ウイルス分離検査
病原性の判定(3～7日)

陰性

指定解除

高病原性鳥インフルエンザの確定

※2 自然保護課及び畜産振興課の協議により必要と認められた場合、家きんの検査に支障の無い範囲で病性鑑定室での検査を可能とする。

連絡会議の開催及び公表

死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザの防疫対応

◆根基◆

- ・家畜伝染病予防法
- ・野鳥マニュアル(環境省自然環境局長通知)
- ・山口県高病原性鳥インフルエンザ防疫計画

死亡野鳥 発見

通報 ↓ (地域住民等)

現地農林水産事務所森林部

検査実施の判断(※1)

死亡野鳥の回収・搬入

検査依頼

家畜保健衛生所

簡易検査(30分)

陰性

陽性

野鳥監視重点区域の指定

環境省指定の検査機関

病性鑑定室(中部家保)(※2)

遺伝子検査(2～3日)

遺伝子検査(8～12時間)

陰性

陽性

野鳥監視重点区域の指定

陰性

陽性

環境省指定の検査機関

ウイルス分離検査
病原性の判定(3～7日)

陰性

指定解除

高病原性鳥インフルエンザの確定

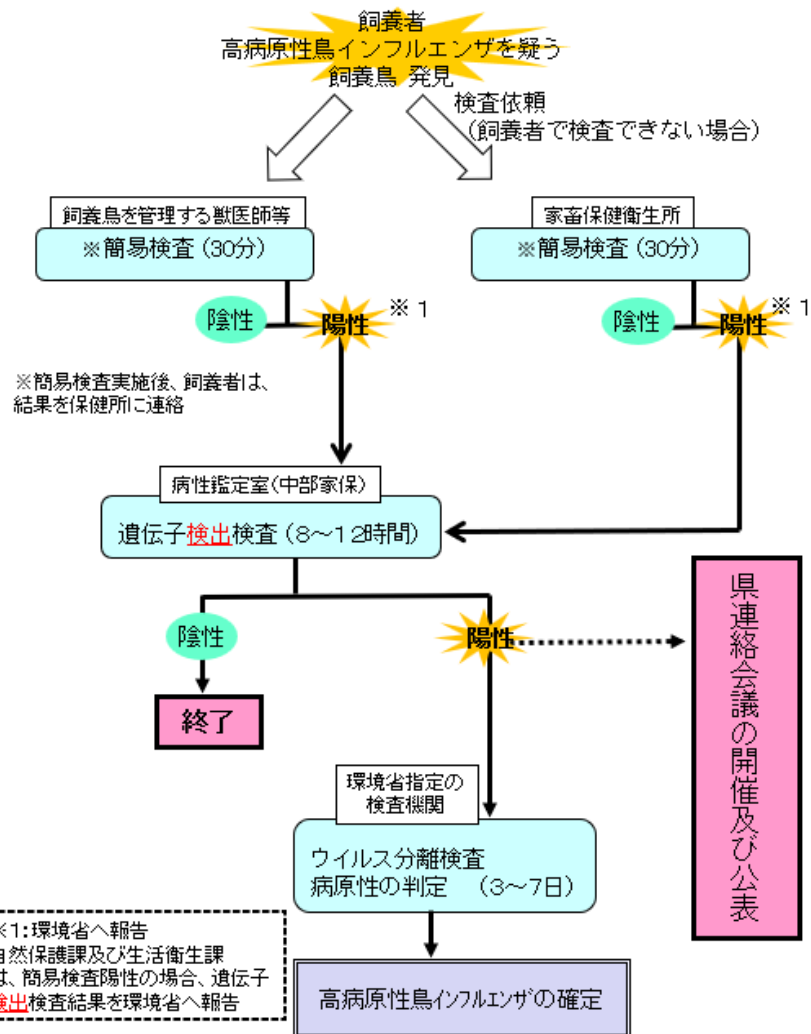
※2 自然保護課及び畜産振興課の協議により必要と認められた場合、家きんの検査に支障の無い範囲で病性鑑定室での検査を可能とする。

連絡会議の設置及び公表

飼養鳥における高病原性鳥インフルエンザの防疫対応

◆根拠◆

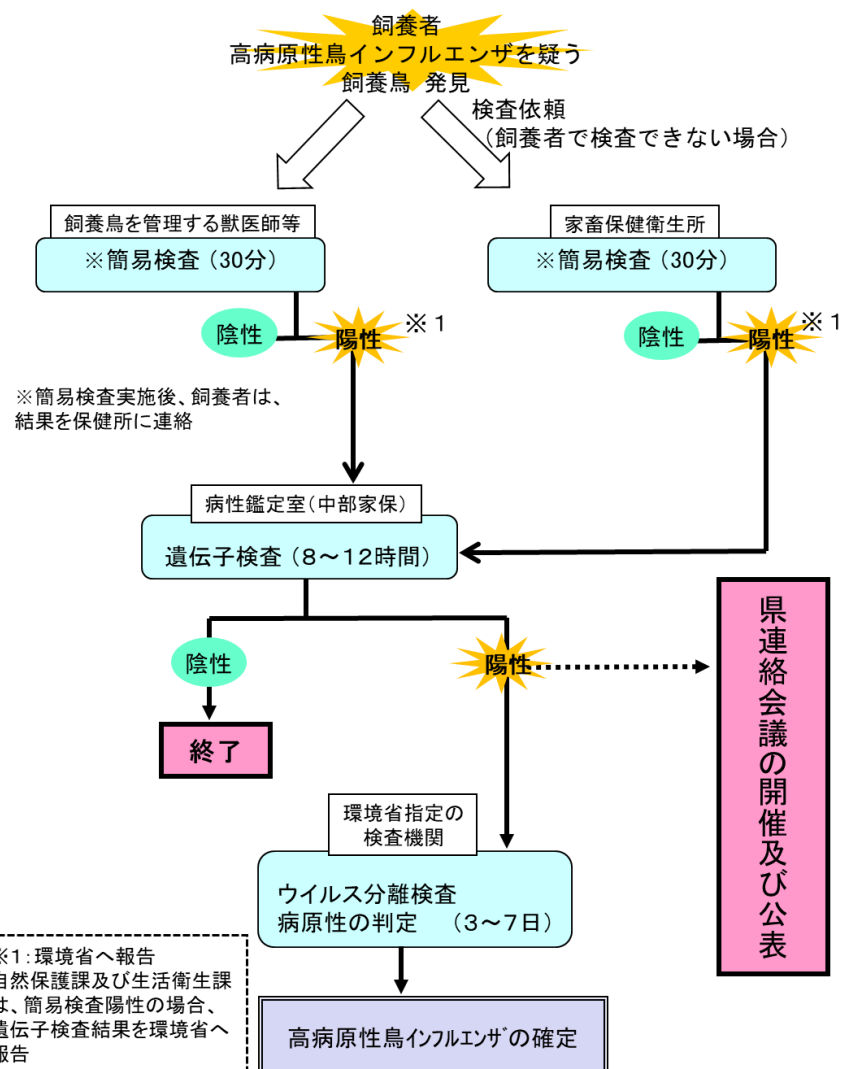
- ・動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針
(環境省自然環境局長通知)
- ・山口県高病原性鳥インフルエンザ防疫計画



飼養鳥における高病原性鳥インフルエンザの防疫対応

◆根拠◆

- ・動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針
(環境省自然環境局長通知)
- ・山口県高病原性鳥インフルエンザ防疫計画

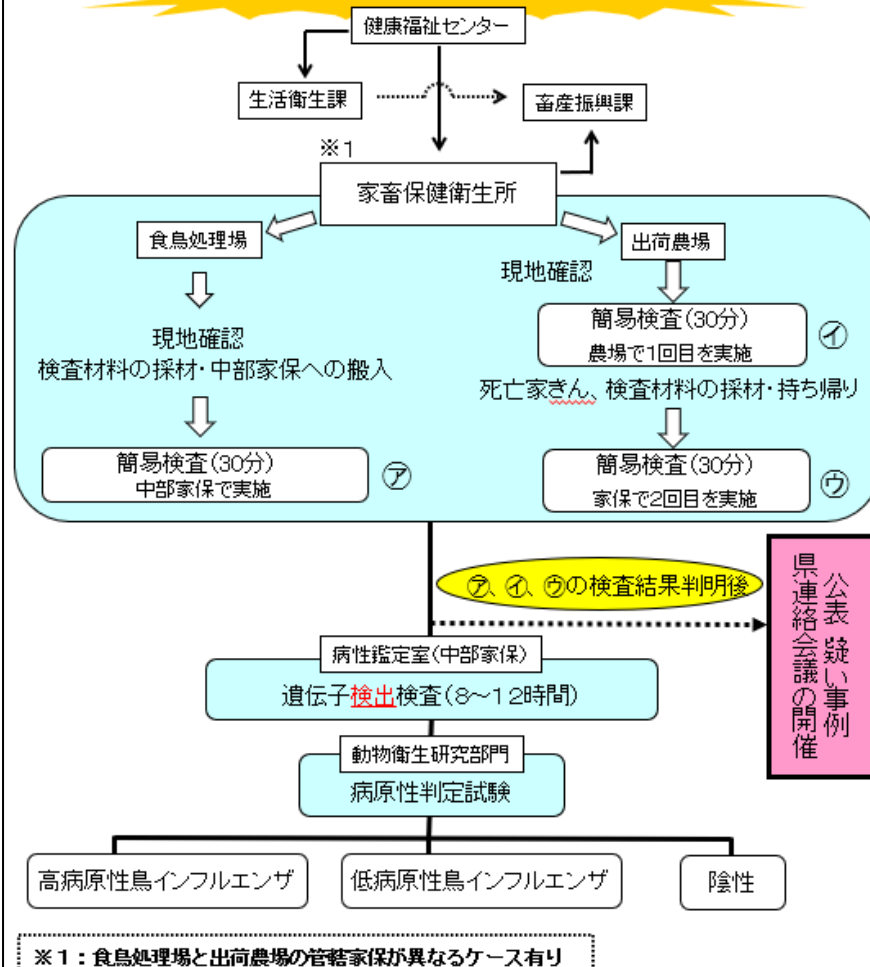


食鳥処理場における高病原性鳥インフルエンザの防疫対応

◆法的根拠等◆

- ・家畜伝染病予防法
- ・食鳥処理の事業の規則及び食鳥検査に関する法律
- ・高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針
- ・山口県高病原性鳥インフルエンザ防疫計画

食鳥処理場におけるスクリーニング検査陽性の確認

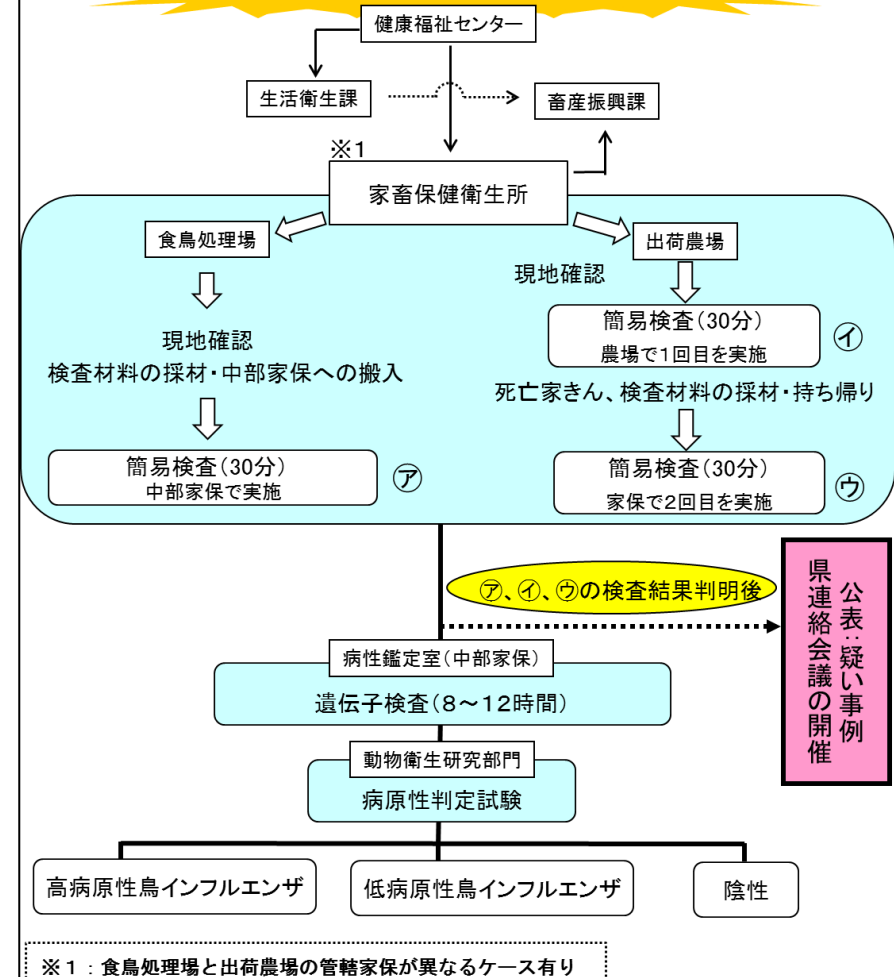


食鳥処理場における高病原性鳥インフルエンザの防疫対応

◆法的根拠等◆

- ・家畜伝染病予防法
- ・食鳥処理の事業の規則及び食鳥検査に関する法律
- ・高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針
- ・山口県高病原性鳥インフルエンザ防疫計画

食鳥処理場におけるスクリーニング検査陽性の確認



山口県高病原性鳥インフルエンザ防疫計画	山口県高病原性鳥インフルエンザ防疫計画
制 定：平成 2 7 年 3 月 3 0 日 改 正：平成 2 7 年 1 0 月 1 3 日 改 正：平成 2 9 年 5 月 2 6 日 改 正：平成 3 0 年 1 0 月 2 9 日 改 正：令和 2 年 1 1 月 6 日 改 正：令和 5 年 1 1 月 2 8 日 <u>改 正：令和 7 年 1 1 月 2 5 日</u>	制 定：平成 2 7 年 3 月 3 0 日 改 正：平成 2 7 年 1 0 月 1 3 日 改 正：平成 2 9 年 5 月 2 6 日 改 正：平成 3 0 年 1 0 月 2 9 日 改 正：令和 2 年 1 1 月 6 日 改 正：令和 5 年 1 1 月 2 8 日
第 1 章 目的 省略	第 1 章 目的 省略
第 2 章 県、市町、関係団体、家きん農場等の果たすべき役割 省略	第 2 章 県、市町、関係団体、家きん農場等の果たすべき役割 省略
第 3 章 家きんにおける対応	第 3 章 家きんにおける対応
I 防疫方針 1 本病の防疫措置は、「家畜伝染病予防法」（昭和26年法律第166号）、「家畜伝染病まん延防止規則」（昭和35年山口県規則第73号）、「家畜防疫を総合的に推進するための指針」（平成13年9月6日付け農林水産大臣通知）、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日（以下「国指針」という。））、「 <u>高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく</u> 発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」（平成16年11月18日付け16消安第6227号農林水産省・消費安全局長通知、以下「留意事項」という。）、「国民の皆様へ（鳥インフルエンザについて）」（平成16年3月9日付け食品安全委員会・厚生労働省・農林水産省・環境省通知）及び本計画に基づき、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下、「動物衛生課」という。）と協議しながら実施する。	I 防疫方針 1 本病の防疫措置は、「家畜伝染病予防法」（昭和26年法律第166号）、「家畜伝染病まん延防止規則」（昭和35年山口県規則第73号）、「家畜防疫を総合的に推進するための指針」（平成13年9月6日付け農林水産大臣通知）、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日（ <u>一部変更：令和3年10月1日</u> ）付け農林水産大臣公表、以下「国指針」という。）に基づく「発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」（ <u>令和3年10月1日付け3消安第3495号</u> 農林水産省・消費安全局長通知、以下「留意事項」という。）、「国民の皆様へ（鳥インフルエンザについて）」（平成16年3月9日付け食品安全委員会・厚生労働省・農林水産省・環境省通知）及び本計画に基づき、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下、「動物衛生課」という。）と協議しながら実施する。
2 ～ 4 省略	2 ～ 4 省略

Ⅱ 本病を疑う異常を示した家きんの発生時の対応

1 家畜保健衛生所（以下「家保」という。）の対応

（1） 立入検査の実施等

異常家きんの発生届出を受けた家保（以下「現地家保」という。）は、留意事項様式3により畜産振興課に報告するとともに、直ちに2名以上の家畜防疫員等を当該異常家きんが発生した農場（以下「異常家きん発生農場」という。）に派遣し、国指針に基づき以下の対応を行う。

ア 異常家きん発生農場に立ち入りする家畜防疫員の対応

- ① 届出内容を確認し、直ちに異状が認められる家きん舎ごとに死亡家きん8羽（8羽に満たない場合は全羽）の気管スワブについて迅速検査キットを用いた簡易検査（以下「簡易検査」という。）を農場で行う（1回目）。その際、可能な限り異常家きんを含む家きんの群の状況についてデジタルカメラで撮影する。

②～③ 省略

イ 省略

（2） 現地家保の対応

死亡家きん8羽（8羽に満たない場合は全羽）及び異常家きん（異常家きんが認められない場合には、生きた家きん）2羽を家保に搬入後、（病性鑑定室に搬入する場合は、病性鑑定室において）直ちに気管スワブについて簡易検査を実施（2回目）し、結果を畜産振興課に報告する。

（3） 異常家きん発生農場管理者への指導

現地家保は、簡易検査及び遺伝子検出検査の結果が判明するまでの間、異常家きん発生農場を監視下に置くとともに、本病の発生に備え、異常家きん発生農場管理者に対し、以下の事項について指導する。

ア～ケ 省略

（4）～（6） 省略

Ⅱ 本病を疑う異常を示した家きんの発生時の対応

1 家畜保健衛生所（以下「家保」という。）の対応

（1） 立入検査の実施等

異常家きんの発生届出を受けた家保（以下「現地家保」という。）は、留意事項様式3により畜産振興課に報告するとともに、直ちに2名以上の家畜防疫員等を当該異常家きんが発生した農場（以下「異常家きん発生農場」という。）に派遣し、国指針に基づき以下の対応を行う。

ア 異常家きん発生農場に立ち入りする家畜防疫員の対応

- ① 届出内容を確認し、直ちに異状が認められる家きん舎ごとに死亡家きん11羽（11羽に満たない場合は全羽）の気管スワブについて迅速検査キットを用いた簡易検査（以下「簡易検査」という。）を農場で行う（1回目）。その際、可能な限り異常家きんを含む家きんの群の状況についてデジタルカメラで撮影する。

②～③ 省略

イ 省略

（2） 現地家保の対応

死亡家きん11羽（11羽に満たない場合は全羽）及び異常家きん（異常家きんが認められない場合には、生きた家きん）2羽を家保に搬入後、（病性鑑定室に搬入する場合は、病性鑑定室において）直ちに気管スワブ及びクロアスワブについて簡易検査を実施（2回目）し、結果を畜産振興課に報告する。

（3） 異常家きん発生農場管理者への指導

現地家保は、簡易検査及びウイルス遺伝子検索検査（以下「遺伝子検査」という。）の結果が判明するまでの間、異常家きん発生農場を監視下に置くとともに、本病の発生に備え、異常家きん発生農場管理者に対し、以下の事項について指導する。

ア～ケ 省略

（4）～（6） 省略

2 病性鑑定室の対応

簡易検査が陽性の場合、病性鑑定室は、材料入手後、直ちに遺伝子検出検査を実施する。

3 省略

Ⅲ 簡易検査の結果が陽性（疑い事例）時の対応

1～2 省略

3 畜産振興課の対応

(1) 報告等

連絡会議家畜防疫対策班である畜産振興課（以下「連絡会議防疫対策班」という。）は、動物衛生課と連携して、簡易検査の結果が陽性であることを報道機関等へ公表するとともに連絡会議を開催し、以下のとおり報告、連絡又は指示を行い、以後、随時必要な情報を報道機関等へ提供する。

ア 簡易検査陽性の旨を知事、部長へ報告

イ 連絡会議関係各課に対し必要事項の連絡及び防疫に必要な措置の準備の協力要請（県警察本部には連絡会議警戒警備対策班である警備部警備課のほか生活安全部生活安全捜査課、地域部地域企画課（以下「県警」という。）に連絡し、協力を要請する。

ウ～カ 省略

(2)～(4) 省略

4 現地家保の対応

(1) 省略

(2) 初動調査

現地家保は、初動調査を行うための家畜防疫員を当該農場へ派遣する。当該家畜防疫員は、緊急立入で先発している家畜防疫員と協力して、防疫措置

2 病性鑑定室の対応

簡易検査が陽性の場合、病性鑑定室は、材料入手後、直ちに遺伝子検査を実施する。

3 省略

Ⅲ 簡易検査の結果が陽性（疑い事例）時の対応

1～2 省略

3 畜産振興課の対応

(1) 報告等

連絡会議家畜防疫対策班である畜産振興課（以下「連絡会議防疫対策班」という。）は、動物衛生課と連携して、簡易検査の結果が陽性であることを報道機関等へ公表するとともに連絡会議を開催し、以下のとおり報告、連絡又は指示を行い、以後、随時必要な情報を報道機関等へ提供する。

ア 簡易検査陽性の旨を知事、部長へ報告

イ 連絡会議関係各課に対し必要事項の連絡及び防疫に必要な措置の準備の協力要請を行う。なお、県警察本部には連絡会議警戒警備対策班である警備部警備課のほか生活安全部生活環境課、地域部地域企画課（以下「県警」という。）に連絡し、協力を要請する。

ウ～カ 省略

(2)～(4) 省略

4 現地家保の対応

(1) 省略

(2) 初動調査を行うための家畜防疫員を当該農場へ派遣する。当該家畜防疫員は、緊急立入で先発している家畜防疫員と協力して、防疫措置に向けての準備と調査を行う。

に向けての準備と調査を行う。

(3) ～ (5) 省略

5 ～ 8 省略

Ⅳ 簡易検査の結果が陰性時の対応

畜産振興課は、簡易検査が陰性であることを、動物衛生課、農林水産部長、農林水産政策課、他家保へ報告する。

現地家保は、Ⅱの1の(3)で行った指示を解除し、必要に応じて、家畜伝染病予防法に基づく家きんの病性鑑定を実施し、異常の原因究明を行うとともに必要な衛生対策指導を行う。

なお、迅速診断キットの検査結果から、高病原性鳥インフルエンザを否定できない場合は、農林水産省と協議の上、必要に応じて遺伝子~~検出~~検査を実施する。

Ⅴ 遺伝子~~検出~~検査の結果が陽性（疑似患畜の決定）時の対応

1 省略

2 報告等

(1) 県本部家畜防疫対策班である畜産振興課（以下「県本部防疫対策班」という。）は、動物衛生課に遺伝子~~検出~~検査の結果が陽性であることを報告する。

(2) 動物衛生課から疑似患畜の決定の連絡を受けた県本部防疫対策班及び県本部総括班である農林水産政策課（以下「県本部総括班」という。）は、本病が発生したことを県本部の本部長、本部長代理、副本部長、本部員に報告、連絡又は指示を行うとともに随時必要な情報を提供する。

3 県本部の対応

(1) 県本部会議の開催と公表

県本部防疫対策班は、動物衛生課と連携して、遺伝子~~検出~~検査の結果が陽性で、本病が発生したことを報道機関等へ公表するとともに、県本部総

(3) ～ (5) 省略

5 ～ 8 省略

Ⅳ 簡易検査の結果が陰性時の対応

畜産振興課は、簡易検査が陰性であることを、動物衛生課、農林水産部長、農林水産政策課、他家保へ報告する。

現地家保は、Ⅱの1の(3)で行った指示を解除し、必要に応じて、家畜伝染病予防法に基づく家きんの病性鑑定を実施し、異常の原因究明を行うとともに必要な衛生対策指導を行う。

なお、迅速診断キットの検査結果から、高病原性鳥インフルエンザを否定できない場合は、農林水産省と協議の上、必要に応じて遺伝子検査を実施する。

Ⅴ 遺伝子検査の結果が陽性（疑似患畜の決定）時の対応

1 省略

2 報告等

(1) 県本部家畜防疫対策班である畜産振興課（以下「県本部防疫対策班」という。）は、動物衛生課に遺伝子検査の結果が陽性であることを報告する。

(2) 動物衛生課から疑似患畜の決定の連絡を受けた県本部防疫対策班及び県本部総括班である農林水産政策課（以下「県本部総括班」という。）は、本病が発生したことを県本部の本部長、本部長代理、副本部長、本部員に報告、連絡又は指示を行うとともに随時必要な情報を提供する。

3 県本部の対応

(1) 県本部会議の開催と公表

県本部防疫対策班は、動物衛生課と連携して、遺伝子検査の結果が陽性で、本病が発生したことを報道機関等へ公表するとともに、県本部総括班

括班は、県本部会議を開催する。

(2) 情報の提供

県本部防疫対策班は、現地対策本部、他家保、県警、自衛隊（県本部調整班である防災危機管理課（以下「県本部調整班（防災危機管理課）」という。））及び隣接県等に遺伝子検出検査が陽性で、本病が発生したことを連絡し、また、県民に正確な情報を伝達するため、県本部総括班、県本部広報班である広報広聴課と連携し、県のホームページ等を通じて情報を提供する。

以後、随時、県民へ必要な情報を提供する。

(3) ～ (5) 省略

(6) 現地対策本部への指示

ア 省略

イ 発生農場から半径3km以内の農場及びその他県本部防疫対策班が必要と認める者に対して、患畜又は疑似患畜が確認された農場の住所の情報提供（この場合、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供が本病のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行うこと）

ウ～オ 省略

(7) ～ (10) 省略

4 現地対策本部の対応

(1) 現地農林水産事務所は、所長を本部長とする現地対策本部を設置する。

(2) 現地対策本部は、本部会議を開催し、本病が発生したことを本部員等へ報告するとともに、防疫措置に関する詳細な打合せを行う。

は、県本部会議を開催する。

(2) 情報の提供

県本部防疫対策班は、現地対策本部、他家保、県警、自衛隊（県本部調整班である防災危機管理課（以下「県本部調整班（防災危機管理課）」という。））及び隣接県等に遺伝子検査が陽性で、本病が発生したことを連絡し、また、県民に正確な情報を伝達するため、県本部総括班、県本部広報班である広報広聴課と連携し、県のホームページ等を通じて情報を提供する。

以後、随時、県民へ必要な情報を提供する。

(3) ～ (5) 省略

(6) 現地対策本部への指示

ア 省略

イ 発生農場から半径3km以内の農場及びその他県本部防疫対策班が必要と認める者に対して、患畜又は疑似患畜が確認された農場の住所の情報提供

※この場合、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供が本病のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行うこと

ウ～オ 省略

(7) ～ (10) 省略

4 現地対策本部の対応

(1) 現地対策本部の設置

現地農林水産事務所は、所長を本部長とする現地対策本部を設置する。

(2) 現地対策本部会議の開催

(3) 現地対策本部は、発生農場及び管内すべての市町、農協及び畜産関係者等に対し、遺伝子<u>検出</u>検査の結果が陽性で、本病が発生したことを連絡する。 以後、随時、当該市町へ必要な情報を提供する。 (4) ～ (5) 省略 (6) 現地対策本部は、以下について防疫対応を行う。 ア 現地対策本部における役割分担の決定 イ 患畜、疑似患畜及び患畜となるおそれがある家きんの決定 ウ 農林水産省が国指針に基づき立ち上げる疫学調査チームと連携して、原因究明や感染経路の解明のための疫学調査の実施 エ 関係機関及び関係団体の協力を得て、現地における防疫措置に必要な人員の確保 (7) 現地対策本部は、発生農場に対し以下の事項について指示する。 ア 患畜又は疑似患畜となるおそれがある家きんの隔離 イ と殺及び汚染物品等の処分 ウ 消毒の実施 エ 農場従事者、農場関係者、農場従事者家族等の健康調査の受診 (8) 現地家保は、本病が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関	現地対策本部は、本部会議を開催し、本病が発生したことを本部員等へ報告するとともに、防疫措置に関する詳細な打合せを行う。 (3) <u>通報</u> 現地対策本部は、発生農場及び管内すべての市町、農協及び畜産関係者等に対し、遺伝子検査の結果が陽性で、本病が発生したことを連絡する。 以後、随時、当該市町へ必要な情報を提供する。 (4) ～ (5) 省略 (6) <u>防疫対応</u> 現地対策本部は、以下について防疫対応を行う。 ア 現地対策本部における役割分担の決定 イ 患畜、疑似患畜及び患畜となるおそれがある家きんの決定 ウ 農林水産省が国指針に基づき立ち上げる疫学調査チームと連携して、原因究明や感染経路の解明のための疫学調査の実施 エ 関係機関及び関係団体の協力を得て、現地における防疫措置に必要な人員の確保 (7) <u>発生農場への指示</u> 現地対策本部は、発生農場に対し以下の事項について指示する。 ア 患畜又は疑似患畜となるおそれがある家きんの隔離 イ と殺及び汚染物品等の処分 ウ 消毒の実施 エ 農場従事者、農場関係者、農場従事者家族等の健康調査の受診 (8) <u>感染症法に基づく届出</u>
---	---

する法律」（以下「感染症法」という。）第１３条第１項の規定による感染症の場合は、管轄保健所へ届出を行う。 （９）～（１０） 省略 ５ 他家保の対応 他家保は、管内すべての市町に対し、遺伝子<u>検出</u>検査の結果が陽性で、本病が発生したことを連絡する。 以後、随時、当該市町へ必要な情報を提供する。 Ⅵ 本病を疑うウイルスが分離された場合の対応 １～２ 省略 ３ 病原性が判定された場合の対応 （１）<u>動物衛生課から</u>、分離したウイルスの病原性、型別判定検査結果、本病の患畜の通知を受けた県本部防疫対策班は、現地対策本部及び病性鑑定室にその旨を通知する。 （２） 省略 Ⅶ 発生農場及び一般農場の防疫対応等 １～２ 省略 ３ <u>疫学関連農場の防疫対応</u> 疫学関連農場は、動物衛生課と協議の上、移動を禁止し、国指針に基づき必要な検査を行う。 なお、検査において異状又は陽性が確認された場合は、国指針に基づき第３章ⅡからⅨに準じた対応を行う。 ４ 移動制限及び搬出制限	現地家保は、本病が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）第１３条第１項の規定による感染症の場合は、管轄保健所へ届出を行う。 （９）～（１０） 省略 ５ 他家保の対応 他家保は、管内すべての市町に対し、遺伝子検査の結果が陽性で、本病が発生したことを連絡する。 以後、随時、当該市町へ必要な情報を提供する。 Ⅵ 本病を疑うウイルスが分離された場合の対応 １～２ 省略 ３ 病原性が判定された場合の対応 （１）<u>動物衛生課からの通知への対応</u> <u>異常家さんから</u>分離したウイルスの病原性、型別判定検査結果、本病の患畜の通知を受けた県本部防疫対策班は、現地対策本部及び病性鑑定室にその旨を通知する。 （２） 省略 Ⅶ 発生農場及び一般農場の防疫対応等 １～２ 省略 ３ 疫学関連農場は、動物衛生課と協議の上、移動を禁止し、国指針に基づき必要な検査を行う。なお、検査において異状又は陽性が確認された場合は、国指針に基づき第３章ⅡからⅨに準じた対応を行う。 ４ 移動制限及び搬出制限
---	---

(1) ～ (3) 省略

(4) 制限区域の解除

以下の場合、動物衛生課と協議の上、解除する。

ア 高病原性鳥インフルエンザの場合

- ① 移動制限区域は、最終発生に係る防疫措置の完了後、10日を経過した後に行われる清浄性確認検査が陰性で、かつ21日以上が経過した時
- ② 搬出制限区域は、清浄性確認検査及び搬出制限区域解除検査で陰性を確認した時

イ 低病原性鳥インフルエンザの場合

- ① 移動制限区域は、前項のアの①と同様
- ② 搬出制限区域は、発生状況確認検査で制限区域内全ての農場の陰性を確認した時

(5) 留意事項

県本部防疫対策班は、国指針に基づき以下について留意する。

ア～オ 省略

カ 制限区域内の農場に対して、毎日の健康観察を徹底し、以下の異常を認めた場合、直ちに報告するように指導すること。

- ① 同一家きん舎で1日の死亡率が平均死亡率の2倍以上である場合
- ② 本病の特徴的な症状を確認した場合
- ③ 5羽以上の家きんがまとまって死亡している場合又はまとまっとうずくまっていることを確認した場合

5 清浄性の確認のための検査

(1) 清浄性確認検査及び搬出制限区域解除検査は、県本部防疫対策班と動物衛生課が協議の上、実施時期について決定し、国指針に基づき実施する。

なお、検査において異状又は陽性が確認された場合は、国指針に基づき第3章ⅡからⅨに準じた対応を行う。

(2) 家畜防疫員は、農場から検査成績を求められた時には検査成績書を交付する。

(1) ～ (3) 省略

(4) 制限区域の解除

以下の場合、動物衛生課と協議の上、解除する。

ア 高病原性鳥インフルエンザの場合

- ① 移動制限区域は、最終発生に係る防疫措置の完了後、10日を経過した後に行われる清浄性確認検査が陰性で、かつ21日以上が経過した時
- ② 搬出制限区域は、清浄性確認検査で陰性を確認した時

イ 低病原性鳥インフルエンザの場合

移動制限区域は、前項のアの①と同様、搬出制限区域は、発生状況確認検査で制限区域内全ての農場の陰性を確認した時

(5) 留意事項

県本部防疫対策班は、国指針に基づき以下について留意する。

ア～オ 省略

カ 制限区域内の農場への指導

毎日の健康観察を徹底し、以下の異常を認めた場合、直ちに報告すること。

- ① 同一家きん舎で1日の死亡率が平均死亡率の2倍以上である場合
- ② 本病の特徴的な症状を確認した場合
- ③ 5羽以上の家きんがまとまって死亡している場合又はまとまっとうずくまっていることを確認した場合

5 清浄性の確認のための検査

(1) 清浄性確認検査は、県本部防疫対策班と動物衛生課が協議の上、実施時期について決定し、国指針に基づき実施する。

なお、検査において異状又は陽性が確認された場合は、国指針に基づき第3章ⅡからⅨに準じた対応を行う。

(2) 家畜防疫員は、農場から検査成績を求められた時には検査成績書を交付する。

6 農場監視プログラムの適用

- (1) 患畜及び疑似患畜以外でH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスの抗体が確認された場合、国指針に基づき農場監視プログラムを適用する。なお、抗体確認後、原則として24時間以内に周辺5km以内の農場の遺伝子~~検出~~検査及び血清抗体検査により清浄性を確認する。
- (2) 農場監視プログラムは、当該農場の飼養する全家きんが処理された時点又はモニター家きんを配置後28日が経過した日の検査により陰性を確認できた場合、動物衛生課と協議の上、適用を終了する。

VII 搬出制限の解除 省略

IX 移動制限の解除（全ての防疫措置終了） 省略

X その他 省略

第4章 野鳥における対応

I 防疫方針

- 1 野鳥における高病原性鳥インフルエンザの防疫措置等の対応については、「家畜伝染病予防法」（昭和26年法律第166号）、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（平成23年9月26日付け環境省自然環境局長通知、以下「野鳥マニュアル」という。）、「山口県野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応要領」（令和5年9月1日付け山口県環境生活部自然保護課通知（以下「自然保護課対応要領」という。））に基づき、動物衛生課及び環境省自然環境局野生生物課（以下「野生生物課」という。）と協議の上、実施する。

2～3 省略

6 農場監視プログラムの適用

- (1) 患畜及び疑似患畜以外でH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスの抗体が確認された場合、国指針に基づき農場監視プログラムを適用する。なお、抗体確認後、原則として24時間以内に周辺5km以内の農場の遺伝子検査及び血清抗体検査により清浄性を確認する。
- (2) 農場監視プログラムは、当該農場の飼養する全家きんが処理された時点又はモニター家きんを配置後28日が経過した日の検査により陰性を確認できた場合、動物衛生課と協議の上、適用を終了する。

VII 搬出制限の解除 省略

IX 移動制限の解除（全ての防疫措置終了） 省略

X その他 省略

第4章 野鳥における対応

I 防疫方針

- 1 野鳥における高病原性鳥インフルエンザの防疫措置等の対応については、「家畜伝染病予防法」（昭和26年法律第166号）、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（平成23年9月26日付け環境省自然環境局長通知、令和5年8月改正、以下「野鳥マニュアル」という。）、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの確認に伴う緊急的な消毒の実施について」(平成20年5月1日付け農林水産省消費・安全局長通知)、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス分離事例に係る緊急的な消毒実施に当たっての留意事項について」(平成20年5月1日付け農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知)、「山口県野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応要領」（令和5年9月1日付け山口県環境生活部自然保護課通知（以下「自然保護課対応要領」という。））に基づき、動物衛生課及び環境省自然環境局野生生物課（以下「野生生物課」という。）と協議の上、実施する。

2～3 省略

Ⅱ 本病を疑う死亡野鳥等の対応

1 省略

2 管轄家保の対応

管轄家保は、森林部より死亡野鳥の搬入に係る通報を受けた際は、速やかに畜産振興課に連絡する。

当該個体を搬入後、簡易検査を速やかに実施する。ただし、早期警戒期間（9月～10月以外の期間は、簡易検査を省略し試料を遺伝子検出検査機関へ直接送付しても差し支えない。

なお、個体の保管、処分については、環境省野鳥マニュアルに準ずる（可能な限り回収後1週間程度保存することが望ましい）。

Ⅲ 簡易検査の結果が陽性時の対応

1 管轄家保の対応

（1）～（2）省略

（3）病性鑑定室への搬送

自然保護課及び畜産振興課が遺伝子検出検査の必要があると判断した場合に限り、直ちに検体を病性鑑定室へ搬送する。

2 病性鑑定室の対応

（1）遺伝子検出検査の実施

病性鑑定室は、管轄家保より検体が搬入された場合、直ちに遺伝子検出検査を行い、その結果を畜産振興課に報告する。

（2）検体の送付

病性鑑定室は、遺伝子検出検査を実施した場合、その検査結果にかかわらず、病原性検査実施のため、検体を環境省が指定する検査機関へ送付する。

3 畜産振興課の対応

畜産振興課は、簡易検査の結果又は病性鑑定室から連絡を受けた遺伝子検出検査結果を直ちに、自然保護課、管轄家保、農林水産政策課に報告する。

Ⅱ 本病を疑う死亡野鳥等の対応

1 省略

2 管轄家保の対応

管轄家保は、森林部より死亡野鳥の搬入に係る通報を受けた際は、速やかに畜産振興課に連絡する。

当該個体を搬入後、簡易検査を速やかに実施する。

Ⅲ 簡易検査の結果が陽性時の対応

1 管轄家保の対応

（1）～（2）省略

（3）病性鑑定室への搬送

自然保護課及び畜産振興課が遺伝子検査の必要があると判断した場合に限り、直ちに検体を病性鑑定室へ搬送する。

2 病性鑑定室の対応

（1）ウイルス遺伝子検査の実施

病性鑑定室は、管轄家保より検体が搬入された場合、直ちに遺伝子検査を行い、その結果を畜産振興課に報告する。

（2）検体の送付

病性鑑定室は、ウイルス遺伝子検査を実施した場合、その検査結果にかかわらず、病原性検査実施のため、検体を環境省が指定する検査機関へ送付する。

3 畜産振興課の対応

畜産振興課は、簡易検査の結果又は病性鑑定室から連絡を受けた遺伝子検査結果を直ちに、自然保護課、管轄家保、農林水産政策課に報告する。

4～5 省略

IV 遺伝子検出検査の結果が陽性時の対応

(H5及びH7亜型の鳥インフルエンザウイルスの遺伝子が検出された場合)

1 農林水産部長は、遺伝子検出検査結果が陽性である旨の報告を受けたときは、原則として連絡会議を設置する。

2 連絡会議の対応

(1) 連絡会議の開催

ア 連絡会議野鳥調査班は、遺伝子検出検査結果が陽性であることを報道機関等へ公表するとともに、連絡会議防疫対策班は連絡会議を開催し、関係各課に必要事項の連絡、防疫措置及び環境省が実施する調査への協力及び今後の方針について協議を行う。

イ 報告等

連絡会議野鳥調査班は、遺伝子検出検査結果が陽性であることを、野生生物課及び中国四国地方環境事務所野生生物課に報告するとともに、随時必要な情報を提供する。

ウ 家きん飼養農場等への異状の有無の確認及び消毒

連絡会議防疫対策班は、当該野鳥を確保した地点において、必要に応じて通行制限及び遮断（山中、住宅密集地で発見された場合など、家きんへの感染防止の観点から必要と認められない場合を除く）を実施するとともに、その地点から半径3km以内の家きん飼養農場等に対する速やかな電話等による異状の有無の確認及び消毒（以下「緊急防疫措置」という。）を、当該対象農場を管轄する家保（以下「対象農場管轄家保」という。）に指示する。

エ～オ 省略

3 対象農場管轄家保の対応

(1) 省略

(2) 緊急防疫措置の実施

4～5 省略

IV 遺伝子検査の結果が陽性時の対応

(H5及びH7亜型の鳥インフルエンザウイルスの遺伝子が検出された場合)

1 農林水産部長は、遺伝子検査結果が陽性である旨の報告を受けたときは、原則として連絡会議を設置する。

2 連絡会議の対応

(1) 連絡会議の開催

ア 連絡会議野鳥調査班は、遺伝子検査結果が陽性であることを報道機関等へ公表するとともに、連絡会議防疫対策班は連絡会議を開催し、関係各課に必要事項の連絡、防疫措置及び環境省が実施する調査への協力及び今後の方針について協議を行う。

イ 報告等

連絡会議野鳥調査班は、遺伝子検査結果が陽性であることを、野生生物課及び中国四国地方環境事務所野生生物課に報告するとともに、随時必要な情報を提供する。

ウ 一般農場への立入検査及び消毒

連絡会議防疫対策班は、当該野鳥を確保した場所の消毒並びに通行制限及び遮断（山中、住宅密集地で発見された場合など、家きんへの感染防止の観点から必要と認められない場合を除く）を実施するとともに、その地点から半径3km以内の一般農場に対する立入検査及び消毒（以下「緊急防疫措置」という。）に係る必要資材の確保、必要人員の調整を各家保へ指示する。

エ～オ 省略

3 対象農場管轄家保の対応

(1) 省略

(2) 緊急防疫措置の実施

ア 異状の有無の確認

第4章IV2（1）のウの対象農場における異状の有無の確認、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認、注意喚起及び健康観察の再徹底を目的に、確認を行う。

イ～ウ 省略

4～5 省略

V 死亡野鳥等において分離ウイルスの病原性が高病原性と確認された場合の対応 省略

VI 防疫措置完了時の対応 省略

VII その他

1 簡易検査の結果が陰性時の対応 （簡易検査を省略する場合の対応含む）

（1）管轄家保の対応

管轄家保は、遺伝子検出検査のため、検体に「死亡野鳥等調査様式」を添付し、直ちに検体を環境省が指定する検査機関に送付する。

（2）遺伝子検出検査の結果が陽性時の対応

ア 連絡会議の設置と公表

自然保護課は、遺伝子検出検査の結果が陽性の報告を受け、第4章のIVに準じ、畜産振興課と連絡会議を開催し、その旨を公表し、必要な対応を行う。

イ～ウ 省略

2 簡易検査が陽性で、遺伝子検出検査が陰性の場合の対応

病性鑑定室は、野鳥マニュアルに基づき、病原性検査のために、検体を環境省が指定する検査機関へ送付する。

ア 立入検査

第4章IV2（1）のウの対象農場における異常の有無の確認、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認、注意喚起及び健康観察の再徹底を目的に、立入検査を行う。

ただし、発生が確認された野鳥に対する防疫対応を行った家保職員については、原則、巡回しないものとする。

イ～ウ 省略

4～5 省略

V 死亡野鳥等において分離ウイルスの病原性が高病原性と確認された場合の対応 省略

VI 防疫措置完了時の対応 省略

VII その他

1 簡易検査の結果が陰性時の対応

（1）管轄家保の対応

管轄家保は、遺伝子検査のため、検体を環境省が指定する検査機関に送付する。

（2）遺伝子検査の結果が陽性時の対応

ア 連絡会議の設置と公表

自然保護課は、遺伝子検査の結果が陽性の報告を受け、第4章のIVに準じ、畜産振興課と連絡会議を開催し、その旨を公表し、必要な対応を行う。

イ～ウ 省略

2 簡易検査が陽性で、遺伝子検査が陰性の場合の対応

病性鑑定室は、野鳥マニュアルに基づき、病原性検査のために、検体を環境省が指定する検査機関へ送付する。

第5章 動物園等の飼養鳥における対応

I 防疫方針 省略

II 本病を疑う異常を示した飼養鳥発生時の対応

1 省略

2 簡易検査の結果が陽性時の対応

飼養鳥の飼養者は、管轄保健所及び管轄家保に連絡し、管轄保健所は生活衛生課及び健康増進課に連絡する。管轄家保は畜産振興課に連絡する。

また、畜産振興課は、自然保護課に連絡する。

飼養鳥の飼養者等は、病性鑑定室に材料を送付し、病性鑑定室は、直ちに、遺伝子検出検査を実施する。

3 省略

4 遺伝子検出検査の結果が陽性時の対応

(1) 病性鑑定室の対応

病原性検査のために、検体を環境省が指定する検査機関へ送付する。

(2) 連絡会議の設置

農林水産部長は、遺伝子検出検査結果が陽性である旨の報告を受けたときは、原則として連絡会議を設置する。

(3) 連絡会議防疫対策班の対応

連絡会議防疫対策班は連絡会議を開催し、遺伝子検出検査結果が陽性であることを関係各課に報告するとともに、報道機関等へ公表する。また、対象農場管轄家保には、緊急防疫措置を指示し、連絡会議防疫対策班は、動物衛生課にその旨を報告する。

(4) ～ (5) 省略

5 省略

第6章 学校・福祉施設等及び小羽数飼養者への対応 省略

第7章 共通事項 省略

第5章 動物園等の飼養鳥における対応

I 防疫方針 省略

II 本病を疑う異常を示した飼養鳥発生時の対応

1 省略

2 簡易検査の結果が陽性時の対応

飼養鳥の飼養者は、管轄保健所及び管轄家保に連絡し、管轄保健所は生活衛生課及び健康増進課に連絡する。管轄家保は畜産振興課に連絡する。

また、畜産振興課は、自然保護課に連絡する。

飼養鳥の飼養者等は、病性鑑定室に材料を送付し、病性鑑定室は、直ちに、遺伝子検査を実施する。

3 省略

4 遺伝子検査の結果が陽性時の対応

(1) 病性鑑定室の対応

病原性検査のために、検体を環境省が指定する検査機関へ送付する。

(2) 連絡会議の設置

農林水産部長は、遺伝子検査結果が陽性である旨の報告を受けたときは、原則として連絡会議を設置する。

(3) 連絡会議防疫対策班の対応

連絡会議防疫対策班は連絡会議を開催し、遺伝子検査結果が陽性であることを関係各課に報告するとともに、報道機関等へ公表する。また、対象農場管轄家保には、緊急防疫措置を指示し、連絡会議防疫対策班は、動物衛生課にその旨を報告する。

(4) ～ (5) 省略

5 省略

第6章 学校・福祉施設等及び小羽数飼養者への対応 省略

第7章 共通事項 省略